

記 者 提 供 資 料
2023年(令和5年)8月9日
都市局住宅・建築室住宅課(担当:徳永) (直通)078-918-5044(内線)2706

## マンション管理計画認定制度を開始

この度本市において「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(以下「マンション管理適正化法」)に基づく、「マンション管理計画認定制度」(以下「認定制度」)を開始しますので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 認定制度の概要

分譲マンションにおいて管理組合が主体となって策定する管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができる制度です。

今後、老朽化や区分所有者の高齢化による管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションの急増が予測されるなか、老朽化の抑制や維持管理の適正化の取り組みの強化が課題となっている状況を踏まえ、マンション管理適正化法が改正され、認定制度が創設されました。

認定を受けることで、適正に管理されたマンションであることが市場において評価されることや、住人の管理への意識が高く保たれることで管理水準を維持向上しやすくなることが期待されており、今後、全国的に認定制度の運用が推進されるものと思われまます。

本市では本年7月に認定制度を実施するために「明石市マンション管理適正化推進計画」を策定し、管理計画の認定事務を開始することとしました。

#### 2 認定制度の対象

分譲マンションの管理組合

#### 3 認定申請受付開始日

令和5年8月15日(火)から

#### 4 広報

令和5年8月15日(火)から市ホームページに掲載